

東船橋病院 居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援事業所 運営規程

第1条（事業の目的）

この規定は、医療法人社団千葉秀心会が開設する「東船橋病院 居宅介護支援事業所」（以下、「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1) 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう援助を行う。
- 3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所並びにその他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 東船橋病院 居宅介護支援事業所
- 2) 所在地 千葉県船橋市高根台4丁目29番1号

第4条（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも事業の提供にあたるものとする。
- 2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した生活を営むことができるよう援助を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝祭日・12月30日から1月3日までを除く）
- 2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

第6条（事業の提供方法、内容及び利用料等）

事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、法定代理受領の場合は利用料は徴収しない。

1) 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

2) 介護支援専門員はサービス担当者介護（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、介護保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書より利用者の同意を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

5) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところより行わなければならない。

（1）少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

（2）少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

6) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見

を求めることができるものとする。

- (1) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

7)各サービス事業所から利用者の情報を受けた場合や、モニタリングで把握した情報で必要と認められるものは主治の医師、歯科医師、薬剤師等に提供します。

8)利用者にケアプランに位置付けるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事が出来、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が出来る事を説明します。

なお当事業所が作成した居宅サービス計画の総数における訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、および福祉用具貸与の利用割合、各サービスが同一事業所によって提供された割合等について、介護支援専門員が利用者に説明を行います

9)利用者が病院などに入院する場合、担当ケアマネの氏名と連絡先を入院先に伝えて頂く事を利用者本人と家族にお願いします。

第7条（虐待防止のための措置）

- 1) 利用者の尊厳を守る基本的な考えのもと、高齢者の尊厳保持、人格尊重に対する視点に立ってサービス提供にあたり、また虐待防止に必要な措置を講じるとともに、市区町村へ報告いたします。
- 2) 事業所は虐待防止の指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な委員会の設置及び職員研修を実施するものとします。
- 3) 前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置いたします。

第8条（業務継続に向けた取り組みの強化）

- 1) 業務継続に向けた計画を策定し感染症や、災害発生時に計画に従い必要な措置を講じる
- 2) 業務継続計画を職員に周知させ、必要な研修や訓練を定期的の実施する
- 3) 定期的に計画を見直し必要に応じて計画の変更を行う

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、船橋市の区域とする。また、通常の事業の実施地域外へサービス提供に要する交通費については、徴収しない。

第10条（その他運営に関する重要事項）

- 1) 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

- | | | |
|---------------------------|-----------|-------|
| 一) | 採用時研修 | 採用後 3 |
| ヶ月以内 | | |
| 二) | 継続研修 | 年一回 |
| 以上 | | |
| 三) | 感染症および災害発 | |
| 生時の指針マニュアルのの整備、委員会の設置及び研修 | | |
| 四) | ハラスメント防止の | |
| ための指針とマニュアルの整備、委員会の設置及び研修 | | |

- 2) 従業者は職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約とする。
- 4) この規定に定めるほか、運営に必要な事項は医療法人社団千葉秀心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。